

# 浄土宗共済会 建物共済制度について

本制度は、火災もしくは天災地変により、被害を受けた寺院建物の復興事業の一助を目的とした浄土宗全寺院による互助共済制度です。具体的には、本堂または庫裏、もしくは両方に被害にあった場合に、現地調査や審査会等の定められた手続きを経て、加入口数に応じ給付金が給付されます。

浄土宗全寺院1口1万円は義務加入ですが、ご希望により最大3口まで増口可能です。

財源については、全寺院からの会費、浄土宗の補助金や利子等からなる蓄積された資金で、安全性の高い債券や定期預金において運用し、給付金に充てております。

## 制度の特色

### ●給付の対象は火災と天災地変

火災はもちろん地震や風水害についても給付対象となります。

※火災と天災は給付額が異なります。

### ●同一保障期間中の複数回のり災に対応

2回目以降のり災が、前回までの給付額を超えるり災に限り、その差額を給付いたします。

### ●対象となる建物は本堂と庫裏（書院）

山門や参道、また位牌堂など本堂と庫裏（書院）以外の堂宇は給付対象となりません。また、堂内の荘厳や電気設備等についても対象にはなりません。

### ●会費は1口・1万円（1年掛け捨て） 最大3口まで増口可能です。

### ●保障期間は10月1日から翌年9月30日まで

## 給付額

火災の場合

単位：万円

被害の程度	対象	口数毎の給付額		
		1口	2口	3口
建物の全部が焼失	本堂	1080	2160	3240
	庫裏	720	1440	2160
建物の4／5以上が焼失	本堂	900	1800	2700
	庫裏	540	1080	1620
建物の3／5以上が焼失	本堂	540	1080	1620
	庫裏	360	720	1080
建物の2／5以上が焼失	本堂	360	720	1080
	庫裏	180	360	540
建物の1／5以上が焼失	本堂	180	360	540
	庫裏	90	180	270

天災の場合

単位：万円

被害の程度	対象	口数毎の給付額		
		1口	2口	3口
建物の全部が倒壊、流失ならびにこれと同程度と認められるもの。	本堂	360	720	1080
	庫裏	240	480	720
建物の4／5以上が倒壊、流失ならびにこれと同程度と認められるもの。	本堂	300	600	900
	庫裏	180	360	540
建物の3／5以上が倒壊、流失ならびにこれと同程度と認められるもの。	本堂	180	360	540
	庫裏	120	240	360
建物の2／5以上が倒壊、流失ならびにこれと同程度と認められるもの。	本堂	120	240	360
	庫裏	60	120	180
建物の1／5以上が倒壊、流失ならびにこれと同程度と認められるもの。	本堂	60	120	180
	庫裏	30	60	90

## お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105